

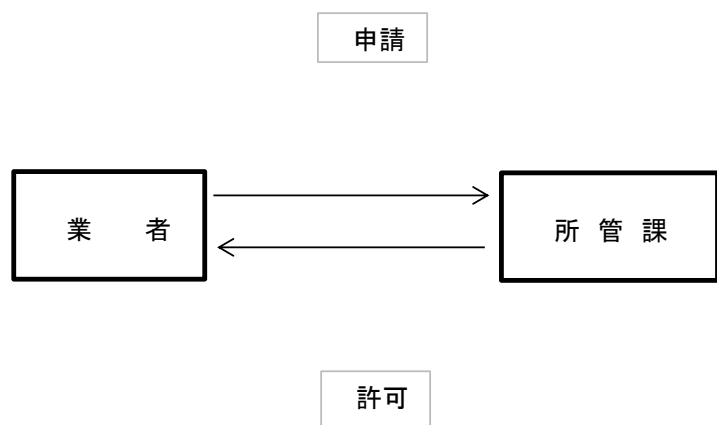
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	一般廃棄物処理施設設置の許可	
処 分 の 概 要	一般廃棄物処理施設の設置を許可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第8条第1項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判 断 基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項の内容に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第8条第1項 一般廃棄物処理施設(・・・)を設置しようとする者(・・・)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第8条の2第1項 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第4条 法第8条の2第1項第1号(法第9条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 2 削除 3 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 4 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 5 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 ・・・。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。